

改 正 案	現 行
<p>1. 目的</p> <p>トドは人為的要因（採捕）等により個体数が減少した状況を踏まえ、平成6年から漁業法第67条第1項の規定に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示により、トドの来遊期毎の採捕数の制限が開始された。また、平成19年からは航空機目視調査結果などの科学的根拠に基づき、来遊期毎の許容される採捕数が示されるとともに青森県東部海区漁業調整委員会及び同県西部海区漁業調整委員会指示による採捕制限も開始された。</p> <p>その結果、近年その個体数が急激に回復・増加し、環境省レッドリストにおいて平成10年以降選定されていた絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類）が平成24年の見直しにより解除されるまでに至っている。</p> <p>一方で、特に北海道日本海側のトドの主な来遊域を中心に、トドの個体数の増加、来遊期間の長期化、漁網からの捕食の学習などから、漁獲物の食害や食害時の漁具破損などの漁業被害が発生している。北海道庁による漁業者からの聞き取り調査によれば、<u>漁業被害額は、平成25年度に約20億円に達した後、近年では約10億円まで減少している</u>が、トドの来遊期には漁業被害の回避のため自主的な休漁を余儀なくされるなど、<u>依然として被害の発生が続いている</u>。</p> <p>このような状況を踏まえ、被害地域の漁業がトドと共存できるよう、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を目指したトドの個体群管理の基本的考え方を示すものとする。</p> <p>3. 基本的考え方</p> <p>水産基本計画に掲げる「<u>漁場環境の保全と生態系の維持</u>」を達成するため、トドの来遊域において、以下の考え方に基づき管理を行う。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>1. 目的</p> <p>トドは人為的要因（採捕）等により個体数が減少した状況を踏まえ、平成6年から漁業法第67条第1項の規定に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示により、トドの来遊期毎の採捕数の制限が開始された。また、平成19年からは航空機目視調査結果などの科学的根拠に基づき、来遊期毎の許容される採捕数が示されるとともに青森県東部海区漁業調整委員会及び同県西部海区漁業調整委員会指示による採捕制限も開始された。</p> <p>その結果、近年その個体数が急激に回復・増加し、環境省レッドリストにおいて平成10年以降選定されていた絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類）が平成24年の見直しにより解除されるまでに至っている。</p> <p>一方で、特に北海道日本海側のトドの主な来遊域を中心に、トドの個体数の増加、来遊期間の長期化、漁網からの捕食の学習などから、漁獲物の食害や食害時の漁具破損などの漁業被害が発生している。北海道庁による漁業者からの聞き取り調査によれば、<u>近年の漁業被害額は15億円前後となり</u>、トドの来遊期には漁業被害の回避のため自主的な休漁を余儀なくされるなど、<u>その被害規模は地域が疲弊するほど増大している状況となっている</u>。</p> <p>このような状況を踏まえ、被害地域の漁業がトドと共存できるよう、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を目指したトドの個体群管理の基本的考え方を示すものとする。</p> <p>3. 基本的考え方</p> <p>水産基本計画に掲げる「<u>多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保</u>」を達成するため、トドの来遊域において、以下の考え方に基づき管理を行う。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

改正案	現 行
<p>4. 管理の目標 3の基本的考え方に基づき、<u>本方針策定から10年後（令和6年度）</u>に来遊個体群の個体数が現在（直近の推定時点（平成22年））の水準の60%となるまで減少させることを管理の目標とする。 ただし、以下の各基準に該当していなければならない。 (1)～(2)（略） <u>（削る。）</u></p> <p>5. <u>管理の目標に基づく採捕数の設定</u> (1) <u>令和元年度から令和5年度までの5年間の管理の目標に基づく採捕数（以下「計画採捕数」という。）の総和を3,095頭（平成30年度の未消化分として令和元年度に繰り越される75頭を含む。）とする。</u> (2) 年間の<u>計画採捕数</u>は、604頭とする。 ① 年間の<u>計画採捕数</u>から2(4)の④の数（当分の間103頭とする）を減じた数を年間のクォータとする。 ②（略） <u>（削る。）</u></p> <p>8. 配慮事項 本方針に基づくトドの管理を円滑に行う観点から、以下の事項について配慮されることが必要である。 (1)（略） (2) トドの生態に基づく効果的な非致死的手法の導入や強化網の普及などの被害軽減対策が<u>併せて</u>推進されること。 (3)（略）</p> <p>9. 点検・見直し (1) 本方針に基づく管理の効果を把握するため、以下について<u>随時</u>点検するものとする。 ①～⑧（略）</p>	<p>4. 管理の目標 3の基本的考え方に基づき、10年後（<u>平成36年度</u>）に来遊個体群の個体数が現在（直近の推定時点（平成22年））の水準の60%となるまで減少させることを管理の目標とする。 ただし、以下の各基準に該当していなければならない。 (1)～(2)（略） <u>（3）5年後の再評価で管理目標の水準を下回らないこと。</u></p> <p>5. <u>採捕数の設定</u> (1) <u>平成26年度から30年度までの5年間の採捕数の総和を3,020頭とする。</u> (2) 年間の<u>採捕数</u>は、604頭とする。 ① 年間の<u>採捕数</u>から2(4)の④の数（当分の間103頭とする）を減じた数を年間のクォータとする。 ②（略） <u>（3）採捕数は9の(2)に基づき、5年後に再度見直すものとする。</u></p> <p>8. 配慮事項 本方針に基づくトドの管理を円滑に行う観点から、以下の事項について配慮されることが必要である。 (1)（略） (2) トドの生態に基づく効果的な非致死的手法の導入や強化網の普及などの被害軽減対策が<u>合わせて</u>推進されること。 (3)（略）</p> <p>9. 点検・見直し (1) 本方針に基づく管理の効果を把握するため、以下について<u>逐次</u>点検するものとする。 ①～⑧（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) <u>想定外の状況が認められたときは、(1)の点検結果及び専門家の意見を踏まえ、本方針について所要の見直しを行うものとする。</u></p>	<p>(2) <u>本方針に基づく管理を開始してから5年を経過したときは、(1)の点検結果及び専門家の意見を踏まえ、本方針について所要の見直しを行うものとする。</u> <u>ただし、想定外の状況が認められたときは、5年以内においても見直しを行えるものとする。</u></p>